

3 独占禁止法の運用機関－公正取引委員会－

独占禁止法を運用するために設置されているのが公正取引委員会です。国の行政機関の1つですが、他の省庁とは異なり、合議制の独立行政委員会という形態をとっています。

公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属し、国の行政組織上、内閣府の外局として設置されています。

委員会は、委員長と4名の委員で構成されており、経済・法律に関する学識経験者のうちから、内閣総理大臣が国会の同意を得て任命します。任期は5年で、その意に反して罷免されることはありません（身分が保障されています）。

委員長、委員は、他から指揮監督を受けることなく、独立して職権を行使することとなっています。

公正取引委員会の下には、委員会の事務を処理するために事務総局が置かれています。（令和元年度末 定員 840 人）

[公正取引委員会の組織]

